

## 令和7年度助成金事務手続きに係る改正のポイントについて

### 1. 申請書等への押印について

令和6年度までは、申請書等への押印は実印としていましたが、令和7年度以降は、実印に限らず、会社名（支店名、営業所名を含む。）が確認できる丸印又は角印（個人事業主の場合は、認印）の押印としました。

### 2. 保有車両台数によって助成対象人員等の限度数を定めている助成金に係る助成要綱等の記述について

(1) 各助成要綱等の保有車両台数に関して、次の記述に統一しました。

「当該年度の会費を納入している車両台数」

【 改正前の例 】

「当該年度4月1日現在の会員事業者の保有車両台数（会費を納入している車両台数で、被けん引車を除く。）」

(2) 会費の対象となっている被けん引車を含めることとし、「被けん引車を除く。」の表記を削除しました。